

令和4年9月27日

特定非営利活動法人 えひめ消費者ネット
理事長 野垣 康之 様

株式会社アメイズ
代表取締役社長 穴見 賢一



再申入書の回答について

拝啓

ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

この度、貴法人より令和4年9月14日付で申入れがありました再申入の件について以下の通り回答申し上げます。

1項について再申入書への回答

案内文は契約時に示されていない条件を一方向的に付加するものではありません。新型コロナウイルスは直接的な接触のみならず、物を介した接触も感染経路になっていることは周知の事実です。感染された方が宿泊した場合には、その部屋が感染源になる可能性は容易に想像できますし、部屋のみならずエレベーターや食事処を利用した場合には至る所にウイルスを付着させる可能性があります。

そのため、宿泊者が新型コロナウイルスに感染しており、そのことについて、故意または過失があった場合には、特別の合意なく、不法行為ないし債務不履行により、弊社に生じた損害について賠償義務を負うものと考えています。

案内文は特別の合意をするものではなく、注意喚起として、このことを示したものです。運用は中止しておらず、「別途ご負担して頂く場合があります」と文言を変更して利用者へ案内をいたしております。また、案内文については、貴法人から指摘を受け、誤解を避けるために令和4年8月12日付け回答書において示した内容に修正しています。故意、過失の有無に関わらず費用請求するものではないことは「負担して頂く場合があります。」と記載し、いかなる場合にも請求するものとはしていないことからもご理解いただけると考えます。

なお、故意、過失がある場合の「新型コロナウイルス感染症に感染している疑いのある場合」の具体的な例示は難しいことから、この案内は、あくまでも利用者へ注意喚起としてお渡しているもので、利用者へ費用負担の合意を求めるものではありません。弊社は宿泊者に帰責事由がある場合にのみ、費用負担をお願いしております。案内文は感染拡大を防ぐために必要な注意喚起と考えています。

2 2項について

令和4年8月12日付け回答書に記載した内容は、上記において述べたとおり、感染拡大防止のために必要であり、その内容も相当なものと考えています。

ご理解の程よろしくお願ひ申し上げます。

敬具